受動喫煙による健康リスク

健康増進法の改正により受動喫煙対策が進められるなど、国を挙げて「望まない受動喫煙」をなくす動きが強まっています。それほど、受動喫煙が与える健康被害は大きいのです。

受動喫煙によってリスクが高まる病気

- 肺がん（肺腺がん） 2倍
- 乳がん（閉経前） 2.6倍
- 脳卒中 1.3倍
- 乳幼児突然死症候群（SIDS） 4.7倍

出典：厚生労働省 HP「なくそう！望まない受動喫煙。」
国立がん研究センター「日本人のためのがん予防法（2015）」

受動喫煙が原因で死亡する人の数

年間 約15,000人

- 脳卒中 8,010人
- 肺がん 2,480人
- 乳幼児突然死症候群（SIDS） 70人
- 虚血性心疾患 4,460人

出典：厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」2015年度報告書

2019年7月から、改正健康増進法の一部施行によって、学校・病院・児童福祉施設・行政機関等で敷地内禁煙※（屋内完全禁煙）となり、喫煙場所以外での喫煙は罰則付きで禁止となりました。

2020年4月の全面施行では職場や飲食店においても規制されるなど、今後はますますたばこが吸いづらい環境へと変化していきます。これをきっかけに禁煙し、たばこを吸わない人生を始めてみませんか？

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙所を設置可。